

建設業の事業主のみなさまへ

～土場・資材置場等の労災保険加入が必要です～
成立手続きが済んでいない場合は速みやかに手続きしましょう。

土場・資材置場等での作業（土場整理等）で発生した労災事故を自社の一括有期の労働保険番号で労災請求することはできません。

既に事務所労災の労働保険に加入している事業場は、土場整理等に従事する労働者の賃金も算定基礎額に含めます。

また、土場整理等に従事する労働者がいるものの、事務所労災の労働保険に加入していない事業場は土場整理等分として労働保険を成立させ、土場整理等に従事する労働者の賃金を算定基礎額として申告する必要があります。

- ① 土場整理等とは、建設会社の資材置場等における型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等のことをいいます。
資材置場等は事務所と同一場所に限らず、事務所から離れた空き地に近い場所の場合もあります。
- ② 1日のうちに現場作業と土場整理等が混在する場合は、土場整理等に従事した分の賃金を日割や時間割などで計算して保険料の算定基礎額とします。
- ③ 土場整理等の作業に労働者が従事しない場合は、土場整理等の労働保険に加入する必要はありません。

〔 参 考 〕

- ① すでに給付を受けている労災事故は、引き続き既存の労働保険番号で行います。
- ② 現場作業での労災事故は、従前どおり元請事業場の労働保険番号を用います。

（〒）厚生労働省

北海道労働局

ご不明な点につきまして、成立手続きに関することは北海道労働局労働保険徴収課または最寄りの労働基準監督署、労災の給付に関することは北海道労働局労災補償課または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。